



介護福祉士養成科2

【追加募集】

募集要項

離職者の方を対象に、介護福祉士の資格取得を目標とした職業訓練を実施します。

対 象 者	高等学校・高等専修学校を卒業した者（H26.3月新規卒業者除く）、高等学校卒業程度認定試験に合格した者で、介護職への就職の意欲が高く、公共職業安定所長の受講の指示または受講推薦が受けられる方
訓練期間 (2 年)	平成26年4月8日(火)～平成28年3月15日(火)
訓練時間	月曜日～金曜日 8:50～16:30 (行事・時間割により変更あり)
定 員	30名
訓練実施校	平成福祉専門学校 780-8087 高知市針木北1-14-30 (TEL:088-840-6111)
募集期間	平成26年3月6日(木)～平成26年3月18日(火)
提出書類	①公共職業訓練受講申込書(職業安定所窓口にて申込み) ②入学志願書 ③調査書:高等学校等卒業後3年以内の者は、成績証明書。高等学校等卒業後4年以上の者は、出身高等学校の卒業証明書 (申込者本人→平成福祉専門学校まで持参若しくは簡易書留にて3/18 当日消印有効)
入校試験	平成26年3月21日(金) (8:50集合) 9:00開始 場所:平成福祉専門学校 高知市針木北1-14-30 (TEL:088-840-6111) * 書類審査・作文(800字程度/50分)・面接試験を実施します。 * 筆記用具を持参してください。 * 面接を行いますので、面接に適した服装でおいでください。
合否発送日	平成26年3月25日(火) 本人自宅あて郵送にて発送します。
入校時費用 (2年間の自己負担額)	受講料は無料です。 ○テキスト代(1年次) 35,000円程度 (2年次) 30,000円程度 ○実習着代他 27,000円程度(1年次のみ) ○教育振興会費(1年次) 10,000円 (2年次) 10,000円 ○クラス費(1年次) 30,000円 (2年次) 35,000円 ○各資格登録料・資格受験料は自己負担となります。 ○実習先までの交通費等も別途必要となります。
そ の 他	学生寮(家賃のみの場合 23,000円/月、朝昼夕付の場合 51,600円/月、詳細は平成福祉専門学校まで)・駐車場あり(月額1,000円、半年払)・制服なし。 本校には老人福祉施設が併設されています。詳しくは、学校案内パンフレットをご覧ください。 学校見学や問い合わせは随時受付しています。 入校後は、訓練実施校の学則等を守ってください。
実施主体	高知県(問い合わせ先:高知県立高知高等技術学校 TEL 088-847-6607)
注 意	この訓練は、平成26年度高知県当初予算が議決されなかった場合は中止します。

訓練科名	介護福祉士養成科	就職先	高齢者福祉施設
施設名(市町村)	平成福祉専門学校(高知市)		障害者福祉施設
訓練目標	本校は社会福祉事業に従事する介護福祉士を養成する施設として人間愛に満ちた教育を基盤とし、広く専門的な知識と技術を修得させ、更に創造力を養い社会福祉の推進に貢献する有能な人材を養成すること。		
仕上がり像	福祉のこころを持ち、介護の知識と技術を身に付けた即戦力となれる人材		

	科目	訓練の内容	時間
必修科目	人間と社会	人間の尊厳と自立	30H
		人間関係とコミュニケーション	30H
		社会の理解	60H
		音楽	30H
		体育	60H
		美術	60H
		日本語表現	30H
介護	介護概論(A・B・C)	120H	
	リハビリテーション論	30H	
	災害救護	30H	
	コミュニケーション技術(A・B)	60H	
	生活支援技術(A.B.C.D.E.F.G.H.I)	330H	
	レクリエーション活動援助法(I・II)	60H	
	手話(I・II)	60H	
	点字	30H	
	介護過程(A・B・C・D・E)	150H	
	介護総合演習(A・B・C・D)	120H	
介護実習(I・II)	450H		
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解(I・II)	60H	
	認知症の理解(I・II)	60H	
	障害の理解(I・II)	60H	
	こころとからだのしくみ	150H	
	医療的ケア	50H	
地域福祉論	地域福祉活動研究	60H	
総合計時間			2180H

※その他、学校行事(球技大会、遠足)など、すべて本校学則にもとづく教育・学生指導を行います。

目標とする各種資格検定等	必修資格：介護福祉士(国家資格) 取得可能：レクリエーションインストラクター(登録料16,000円) 日本赤十字社救急法救急員(3,000円) ※その他、手話奉仕員、高知市指定移動支援従業者養成研修課程、高知県同行援護従業者養成研修
--------------	---

◀ お知らせ

- ▶雇用保険受給資格者以外の方で、一定の要件を満たす方に「職業訓練受講給付金」が支給される制度があります。
- ▶給付金の支給を受けるためには、訓練受講中にハローワークの就職支援を受ける必要があり、ハローワークへの来所日が指定されています。(注：来所を拒否した場合は、給付金が不支給となります。)
- ▶指定来所日は、1ヵ月毎に1回あり、本コースの指定来所日は、該当者に別途お知らせします。